

律令断罪官司の構造と変質―刑部卿・囚獄司・贓贖司

永井 瑞 枝*

はじめに

断罪とは、ここでは罪を犯した者の罪状を審議して、それに相当する刑罰を執行するという、一連の手続きを指す。古代日本では、この断罪行為を掌る官司として刑部省が置かれていた。刑部省は律令に定められた八省の一つで、刑部卿を筆頭に、大輔・少輔・大丞・少丞・大録・少録といった四等官、その下に史生・省掌・使部・直丁といった下級官人がいる。加えて、省内には大・中・少の判事、判事に属する大属・少属、更に大・中・少の解部がいた。この判事以下から成る別局が存在したほか、贓贖司・囚獄司という被官司も置かれていた。こうした官司組織を持つ刑部省の具体的な職掌は、断罪に関する行政手続きを規定した獄令からうかがうことができる。

【史料一】養老獄令1犯罪条

凡犯_レ罪、皆於_二事発処官司_一推断。在京諸司人、京及諸国人、在京諸司事発者、犯_二徒以上_一送_二刑部省_一、杖罪以下当司決。其衛府糺_二捉罪人_一、非_レ貫_二属京_一者、皆送_二刑部省_一。

【史料二】養老獄令2郡決条

凡犯_レ罪、答罪郡決_レ之。杖罪以上、郡断定送_レ国。覆審訖、徒杖罪及流_二決杖_一、若_レ応贖者、即決配徵贖。其刑部断_二徒以上_一、亦准_レ此。刑部省及諸国、断_二流以上若除免官当_一者、皆連_二写案_一申_二太政官_一。按覆理尽申奏。即按覆事有_レ不_レ尽、在外者、遣_レ使就覆。在京者、更就_レ省覆。

キーワード：律令／獄／刑部卿／囚獄司／贓贖司

*平成二三年度生 比較社会文化学専攻

【史料三】養老獄令40犯罪応入条

凡犯_レ罪、応_レ入_二議請_一者、皆申_二太政官_一。応_レ議者、大納言以上及刑部卿・大輔・少輔・判事、於_レ官議定。雖_レ非_二六議_一、但本罪_レ応_レ奏、処断有_レ疑、及_レ経_レ断_レ不_レ伏者、亦衆議量定。雖_レ非_二此官司_一、令_二別勅參議_一者、亦在_二集_一限。若意見有_レ異者、人別因申_二其議_一、官断簡、以_レ状奏聞。

【史料四】養老獄令51有疑獄条

凡国有_二疑獄_一、不_レ決者、獻_二刑部省_一。若刑部仍疑、申_二太政官_一。この四条の内容から刑部省には、量刑と行刑という二種類の機能が付されていたことが分かる。刑部省内で起こった犯罪や衛府が捕縛した罪人に対して量刑を行う（史料一）ほか、六議に対する太政官審議という特別な罪状審議の場にも参加して（史料三）その量刑に当たることになっている。また太政官審議で不理があった（史料二・三）、もしくは国司が罪状確定できない場合（史料四）には、その再審を行うのも刑部省だった。刑罰執行についても、他の在京諸司と同様に、笞杖刑を行うことが認められている（史料一）のに加え、在京諸司で罪を犯した罪人に、徒刑を執行する（史料一・二）、また贖銅を徴収する権限も刑部省に委ねられていた（史料二）。

これまでの刑部省に関する研究は、特にその量刑機能に注目するものが多い。刑部省による量刑が如何に行われ、検非違使が創設されて以降、どう変化したかが考察されてきたのである。対して、刑部省の行刑機能はあまり注視されてきていない。また官司組織のうち、別局の判事や解部に関しては、刑部省の量刑機能を支えるその重要性が解明されている一方¹⁾、贓贖司と囚獄司の役割が積極的に評価されることは少ない。だが刑部省は、量刑・行刑の両機能を持ち合わせ、贓贖司・囚獄司を統括する官司として律令に規定されている。故に、検非違使による断罪制度への変化を追う前提として、まず律令の言う刑部省の運営内容を明らかにする必要があると考える。

そこで本稿では、律令に定められた刑部卿及び囚獄司・贓贖司に特に注目して、その特徴と変質の画期を探っていききたい。

一 刑部卿官人の特質

最初に刑部省の長官である刑部卿について、その官歴から特質を分析する。刑部省官人を分析した研究として、判事を対象とした長谷山彰氏の論考がある²⁾。長谷山氏は判事と輔について、任官者の官歴や位階を比較検討された。判事の比較対象を輔としたのは、判事と大輔が同じ位階を持つためと考えられる。

しかしながら、養老職員令30刑部省条では、判事の職掌を「断_二定刑名_一」としているが、刑部卿にも「定_二刑名_一」の役割が与えられていた。この「定_二刑名_一」

について、養老職員令30刑部省条義解が「与_二判事以上_一、共断定也」と説いているほか、令釈や穴記も同様の見解を出していることから、罪状確定は判事のみで独自に行うのではなく、刑部卿や輔も参与して行われていた。【史料三】養老獄令40犯罪応入条でも、六議に対する太政官審議に刑部卿・大輔・少輔・判事が参加することになっている。すなわち刑部卿は判事や輔と共に、罪状確定の場に関わる存在だったのである。

では実際の刑部卿にはどのような人物が着任したのだろうか。表は六国史の時代に、史料上で刑部卿として確認できる者とその着任前後の官歴をまとめたものである。

表 刑部卿任官者

人名	刑部卿としての史料上の初見	官歴（任官前）	官歴（任官後）
1 竹田王	和銅元・三・丙午	判事	
2 長田王	天平十三・八・丁亥		
3 大市王	天平十五・六・丁酉		内匠頭、大蔵卿、彈正尹、出雲守、民部卿、参議、外衛大将、丹波守、中務卿、中納言、大納言、治部卿
4 多治比広足	天平十八・四・壬辰	造宮大輔、上総守、武蔵守	兵部卿、参議、中納言
5 多治比占部	天平十九・十一・丙子	宮内少輔	摂津大夫
6 池田王	天平宝字元・六・壬辰	畿内巡察使、彈正尹	摂津大夫
7 紀飯麻呂	天平宝字三・十一・丁卯	右大弁、畿内巡察使、常陸守、大和守、大宰大貳、大蔵卿、右京大夫、西海道巡察使、参議、紫微大弼、左大弁、河内守	美作守
8 安都王	天平宝字七・五・己巳		
9 百濟敬福	天平神護元・十・戊子	陸奥守、上総守、宮内卿、常陸守、出雲守、伊予守、南海道節度使、讃岐守、外衛大将	
10 藤原浜足	宝龜二・閏三・戊子	大蔵少輔、大判事、大蔵大輔	参議、大蔵卿、武蔵守、彈正尹、大宰帥、大宰員外帥
11 藤原弟繩	宝龜十・九・己卯	大蔵大輔、大判事、土佐守、美作守、彈正尹、下総守	参議
12 石川豊人	天応元・二・丙午	少納言、主税頭、越中守、造宮少輔・大輔、刑部少輔、右少弁、下総介、右中弁、大和守	出雲守、右京大夫、中宮大夫、武蔵守、大蔵卿

25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
大庭王	吉備泉	藤原緒嗣	菅野真道	藤原葛野麻呂	坂上田村麻呂	百濟玄鏡	石川真守	藤原内麻呂	安倍東人	淡海三船	多治比長野	石川垣守
弘仁三・八・丙戌	大同三・六・己卯	大同二	大同二・六・八	延暦二十四・正・丙戌	延暦二十二・七・癸亥	延暦十八・九・辛亥	延暦十六・三・丁酉	延暦十一年・六	延暦四・七・壬戌	延暦三・四・壬寅	延暦二・六・丙寅	天応元・五・癸未
侍従、左大舍人頭、讃岐守、中務大輔、内匠頭、上野守、大舍人頭	近衛将監、大学員外助、左衛士督、大学頭、造東大寺長官、伊予守、佐渡権守、式部大輔、南海道觀察使、右大弁、右京大夫、左大弁	侍従、中衛少将、常陸介、内匠頭、衛門佐、内蔵頭、衛門守、出雲守、造西大寺長官、右衛士督、参議、山城守、但馬守、山陰道觀察使、左大弁	少内記、近江少目、右衛士少尉、近江大掾、右衛士大尉、撰津介、左兵衛佐、東宮学士、伊予介、図書助・頭、伊予守、治部少輔・大輔、民部大輔、左兵衛督、造宮亮、左大弁、勘解由長官、右衛士督、伊勢守、左衛士督、相模守、但馬守、参議、大宰大貳、山陰道觀察使	撰津次官、陸奥介、少納言、右少弁、春宮亮、左少弁、右中弁、左中弁、右大弁、春宮大夫、伊予守、大宰大貳、遣唐大使、越前守	近衛将監、内匠助、近衛少将、越後介・守、征夷副使、鎮守將軍	石見守、少納言、右兵衛督、上総守	近江介、右京亮、中務少輔、少納言、遠江守、越中守、式部少輔、武藏守、式部大輔、大宰少貳、参議、右大弁、右京大夫、大和守、左京大夫、下総守	甲斐守、左衛門佐、右衛士佐、中衛少将、越前介・守、右衛士督、内蔵頭	伊勢守、中務大輔、宮内大輔、大蔵大輔、豊後守、刑部大輔	山陰道觀察使、三河守、式部少輔、美作守、東山道觀察使、兵部大輔、侍従、大宰少貳、刑部大輔、大学頭、文章博士、大判事、因幡守	大判事、造東大寺次官、大和介、三河守、出雲守、民部大輔、撰津大夫、伊勢守	木工頭、安房守、伊予守、中務大輔、右京大夫
	伊勢守、参議、武藏守、左衛門督	東山道觀察使、陸奥出羽按察使、右兵衛督、美濃守、右衛士督、右衛門督、近江守、美作守、宮内卿、河内守、中納言、民部卿、大納言、皇太子傅、右大臣、左大臣	民部卿、大蔵卿、宮内卿、東海道觀察使、近江守、常陸守	権参議、参議、式部卿、東海道觀察使、中納言、東宮傅、民部卿	陸奥出羽按察使、征夷大將軍、近衛中將、造西大寺長官、陸奥守、参議、中納言、中衛大將、侍従、造宮使、大納言、近衛大將、兵部卿		大宰大貳	参議、左兵衛督、陰陽頭、但馬守、造東大寺長官、勘解由長官、侍従、近衛大將、造宮大夫、中納言、武藏守、大納言、右大臣			近江守、兵部卿、参議	左京大夫、宮内卿、武藏守

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	
平高棟	安倍安仁	源弘	南淵弘貞	小野岑守	藤原真夏	藤原三守	藤原継彦	橘氏公	春原五百枝	賀陽親王	百済教徳	人名
承和七・八・乙丑	承和五・八・庚寅	承和二・五・甲子	天長七・五・五	天長五・三	天長五	天長三	天長三	天長二・正・十一	弘仁十四・九・二十七	弘仁十三・十・丙子	弘仁十三・十・癸卯	刑部卿としての史料上の初見
侍従、大学頭、中務大輔、兵部大輔、大蔵卿	山城大掾、中務丞、民部少丞、近江権大掾、藏人、信濃介、藏人頭、兵部少輔・大輔、近江介、刑部大輔、治部大輔、参議	宮内卿、播磨守、信濃守	文章生、少内記、少外記、大内記、美作掾、式部少丞、藏人、式部大丞、但馬介・守、主計頭、伊勢介、備中守、東宮学士、主税頭、右少弁、左少弁、伊勢守、式部少輔、左近衛少将、式部大輔、参議、下野守、宮内卿	権少外記、春宮少進、畿内觀察使判官、右少弁、春宮亮、式部少輔、近江介、内蔵頭、美濃守、左馬頭、陸奥守、阿波守、治部大輔、皇后宮大夫、近江守、参議、勘解由長官	中衛権少将、春宮権亮・亮、右近衛中将、武蔵守、阿波守、中務大輔、美作守、山陰道觀察使、参議、伊勢守、按察使、備中権守	卿 春宮亮、藏人頭、式部大輔、右兵衛督、左兵衛督、但馬守、参議、春宮大夫、権中納言、皇后宮大夫、皇太后宮大夫、中納言、宮内	東宮主蔵正、美作権掾、内蔵助、右近衛少将、美作権介、内蔵頭、春宮亮、藏人頭、式部大輔、右兵衛督、左兵衛督、但馬守、参議、春宮大夫、権中納言、皇后宮大夫、皇太后宮大夫、中納言、宮内	兵部少輔、主計頭、左少弁、陰陽頭、上総介、左中弁、讃岐守、民部大輔、治部大輔、山城守	左衛門大尉、右近衛将監、藏人、左衛門佐、因幡介、美作守、但馬守、右馬頭、右衛門督、藏人頭、右近衛中将	侍従、美作守、越前守、右兵衛督、武蔵守、讃岐守、宮内卿、左兵衛督、上野守、下野守、相模守、右衛門督、参議、治部卿	右兵庫頭、讃岐介、上総守、宮内大輔、治部大輔	官歴（任官前）
参議、権中納言、春宮大夫、中納言、陸奥出羽按察使、大納言	左大弁、大蔵卿、春宮大夫、下野守、彈正大弼、河内和泉国長官、右大弁、中納言、民部卿、陸奥出羽按察使、権大納言、大納言、右近衛大将	美作守、治部卿、参議、尾張守、左大弁、中納言、大納言	右兵衛督、信濃守	大宰大弼		大納言、兵部卿、彈正尹、皇太子傅、右大臣		宮内卿、参議、右近衛大将、中納言、大納言、右大臣	民部卿、美濃守、中務卿、右京大夫	大宰帥、治部卿、中務卿、彈正尹、常陸大守、上野大守		官歴（任官後）

51	基棟王	仁和元・正・壬申	下野権守、越中守、伊勢守、右京大夫、山城権守	
50	忠貞王	元慶五・二・十五	大学頭、中務大輔、撰津守、彈正大弼、播磨守、河内守、大和守、参議、宮内卿	美濃権守、近江守
49	茂世王	貞観十六・正・丙子	大学頭、山城守、讃岐権介、丹波守、彈正大弼、阿波守、大宰大弼、宮内卿	加賀守
48	藤原仲統	貞観十二・正	治部卿、越前守 藏人、侍従、右兵衛佐、左近衛少将、伊勢介・守、備前介・守、左馬頭、民部大輔、加賀守、兵部大輔、美作守、紀伊守、参議、	藏人頭、右兵衛督
47	基兄王	貞観十二・二・癸卯	宮内大輔、民部大輔、山城守、安芸守、彈正大弼	大藏卿
46	菅原是善	貞観六・三	備前権介、播磨権守、彈正大弼、近江権守 文章得業生、大学大允・助、大内記、文章博士、越後介、東宮学士、讃岐権介、加賀権守、大学頭、左京大夫、美作権守、伊勢守、	伊予権守、式部大輔、参議、勘解由長官、近江守
45	正躬王	貞観五・二・癸卯	右大弁、左大弁、大和守、参議、山城守、遠江守、讃岐守、彈正大弼 文章生、侍従、刑部大輔、右京大夫、治部卿、丹波守、大宰大弼、	越前権守
44	藤原輔嗣	貞観元・二・己亥	越前守、阿波守 右兵衛督	
43	藤原春津	仁寿	左近衛将監、皇太后宮大進、近江権介、備中権守、侍従、右馬頭、	但馬守、備前守
42	源寛	嘉祥	文章生、加賀守、丹波守、阿波守、神祇伯、右京大夫	越中守、讃岐守、宮内卿、越前権守、伊予守
41	源明	承和十三・正・乙卯	大学頭、加賀守、近江守、左京大夫、播磨守	越中守、阿波守、参議
40	紀名虎	承和十一・正・甲午	備前守、掃部頭、中務大輔	
39	南淵永河	承和十二・二・己巳	備前守、大宰大弼 少外記、民部少丞、但馬介、民部少輔、治部少輔、備後守、権左少弁、右近衛少将、右中弁、左中弁、治部大輔、内藏頭、越前守、	播磨守、近江守、下野守、因幡権守
38	橘氏人	承和九・八・壬申	大藏大輔、左京大夫、尾張守	神祇伯

この表によると、刑部卿の任官者として、初期には天武天皇の系譜である諸王が多く見える。後半にも桓武天皇の直系である諸王や嵯峨源氏など、皇親・諸王が度々確認できる。それ以外にも藤原・多治比・紀・安倍・石川といった、古くからの有力氏族が名を連ねている。それは刑部卿が八省の卿ということが大きな要因だろう。刑部卿に

任官された後も、他の省の卿や議政官に任用された者が多数見える。省の長官というその相当位階の高さ故に、皇親や諸王、有力氏族が刑部卿任官者の多数を占めていたのである。ただし、刑部卿への任官がその地位の高さを目的とした、形式的な昇進ルートの一つに過ぎないかというところとは言い切れない。例えば巡察使(6・7・15)

や觀察使(21・22・23・24・32・33)の官歴がある。觀察使は地方官の監察や、それに伴う民情の視察のために派遣される使であり、また觀察使も地方行政全般を管轄する使として、巡察使の系譜を継ぐものであることが指摘されている⁽³⁾。こうした使への任官歴と断罪に関わる刑部卿との関係を考えるにあたり想起されるのが、獄令に規定された覆囚使の存在である。覆囚使とは、諸国の断罪内容を監察・再審する使として律令に規定されている⁽⁴⁾。【史料二】養老獄令2郡決条にある通り、諸国の徒刑以下相当の案件は国司に断罪する権限があった。この国司の断罪内容を監察するのが覆囚使で、覆囚使は国司の判断を覆す権利も持っていたのである。そのため、覆囚使は「強明解^三法律^一者」を採用すると養老獄令3国断条に規定されているほか、養老考課令13式部最条集解令釈が「明法之吏、遣^二覆囚使^一」と述べているよう、法理に通じた者が任官されるべき地位だった。そしてこの覆囚使を、養老考課令59内外初位条集解古記は、考課に際して明快な判断が下せない場合の「附^レ使勘覆」の「使」として巡察使とともに挙げている。また『類聚三代格』卷十二諸使并公文事天長二年(八二五)五月十日太政官符の中に、「詔使」とする地方への派遣使として「巡察覆囚」の語が確認できる。ここから、巡察使と同様に地方へ派遣される使として意識されていたことが分かる。ただし、唐令で「覆囚使」とある部分を日本令では「巡察使」と改めている令文があることや⁽⁵⁾、実際の覆囚使派遣が見えないことから、日本では覆囚使の役割は、巡察使が果たすよう想定されていた可能性があり、実際にこうした使が断罪に関わる場合もあった⁽⁶⁾。そしてこの覆囚使の機能も包摂した巡察使を「法吏」と称する例がある⁽⁷⁾。国司の断罪を含めた治政内容を監察する使は、まさに法に通じた「法吏」たることが求められたのだろう。この「法吏」として任用される者が刑部卿の地位に就くのは、養老職員令30刑部省条にある刑部卿の「鞠^レ獄、定^二刑名^一、決^二疑讞^一」という役割を果たす上で、その能力が強く求められた結果と考えられる。【史料四】養老獄令51有疑獄条に見える通り、刑部省には諸国の疑獄を再審する役割があった。また諸国から太政官に提出された断罪案件に対して、刑部省が判断を下す場合もある。刑部省もまた巡察使と同様に、国司より上位の断罪権を持つ立場にあり、その点でも両者の権限には共通するものがあったのである。官僚に対する監察という点で言えば、彈正台への任官例も少なからず見える(3・6・10・11・27・31・36・45・46・47・49・50)。それを併せて考

えると、刑部卿は他の在京諸司や諸国の官を監察できる、法理に通じた者が就く地位として意識されていたと推察できるだろう。

法理に通じた者を刑部卿に求める傾向は、他の任官者からも推測できる。藤原内麻呂(17)・藤原葛野麻呂(21)・藤原三守(31)は共に弘仁格式、菅原是善(46)は貞観格式の編纂に関与している。格式編纂が立法作業という性格を持っていたことを踏まえると、その事業に参与した者もまた法理に通じた素養があったと思われる。

ところで、奈良時代の刑部卿の中には判事経験者(1・10・11・14・15)を確認できるものの、それ以降には見られなくなる。これは長谷山氏が既に明らかにされた、判事が天応・延暦年間を境に八省卿以上に昇進しなくなる⁽⁸⁾という傾向によるものであろう。ただしそれ以降も、判事経験者が刑部大輔・少輔に任じられる例があることから、刑部省官人と判事の昇進ルートが完全に分化した訳ではない。法理に通じた実務能力を踏まえた刑部卿任官がなされていたことを思うに、刑部卿に判事経験者が見えなくなることは、必ずしも刑部卿の権限低下を意味するものではないと考える。実際に判事の代わりに、文章生や東宮学士、大学寮官人などを歴任する者が見えるようになる(15・22・24・34・37・41・42・45・46・49・50)。また天皇に対する侍読を務めた者(39・46)もおり、刑部卿が彼ら能吏の受け皿であったことが分かる。

また、法理への理解とは別の素養を持つ刑部卿任官者もいる。それが衛府の長官への着任歴を持つ者である(3・9・17・19・20・22・23・24・28・29・31・34・36・43・48)。その他に石川垣守(13)や安倍東人(16)は、藤原仲麻呂の乱における追討の功により位勲を得た人物である。井上薫氏が軍事的経験を持つ者が任命される傾向にあると指摘した⁽⁹⁾、造宮官司を官歴に持つ者もいる(4・12・17・20・22)。

こうした軍事的素養と刑部卿との繋がり背景には、罪人を裁くという断罪行為そのものが、罪人を捕縛するという軍事行為と密接に繋がっていたためと考えられる。

【史料五】『日本書紀』天武天皇十一年(六八二)十一月乙巳条

詔曰、親王諸王及諸臣、至^三于庶民^一、悉可^レ聽^レ之。凡^レ犯^二彈犯^一法者^一、或禁省之中、或朝廷之中、其於^二過失^一發^レ処^一、即隨^レ見隨^レ聞、無^二匿弊^一而^レ糺^レ彈。

其有^二犯^レ重者^一、応^レ請則請、当^レ捕則促。若^レ对捍以不^レ見^レ捕者、起^二当^レ处兵^一而捕^レ之。当^二杖^一、杖^一、乃杖一百以下、節級決^レ之。亦犯状灼然、欺言^レ無罪罪、則不^二伏^一弁^一、以争訴者、累加^二其本罪^一。

これは浄御原令の編纂時期に出された詔で、親王以下広く庶民にまで犯罪の糾弾の勵行を命じている。この中で杖以下の即時決罰や上級官司への上申など【史料一・二】養老獄令1・2条の言う断罪手続きの原則とともに、追捕の徹底が挙げられている。筆者は以前、律令中で獄令が捕亡令と近似して置かれた要因として、罪人の捕縛と断罪を一連の手続きとして強く意識したことによるものと推定した⁽¹⁰⁾。刑部卿と武官の官歴との関係もまた、こうした罪人の捕縛から始まる断罪行為の性格に起因したものと考えられる。実際に断罪行為に関わった者が刑部卿に就任するケースがある。百濟敬福(9)は、橘奈良麻呂の変の際に、獄囚の諸王に訊問を行い杖死に至らしめている。また正躬王(45)は承和の変の際に当事者を衛府で訊問している。このように軍事や訊問など、断罪行為に関わる経験を経た者も刑部卿に任官されたのである。

以上のことから刑部卿への任官は、高官への昇進ルートであると同時に、断罪に預かる立場として、法理や軍事に通じる実務能力を考慮して行われていたと考えられる。

二 囚獄司・贓贖司の設置

本章では刑部省の被官官司の存在意義を考察する。法制や軍事などの素養を持つ刑部卿のもと、囚獄司と贓贖司が断罪制度をどのように支えたかが問題となる。まずは囚獄司である。養老職員令32囚獄司条に「掌、禁、囚罪人、徒役、功程、及配決事」と規定されていることから、罪人の管理及び徒刑以下の決罰を掌る官司と言えらる。この内、特に徒刑の執行は、刑部省の持つ特徴的な行刑権を支えるものとして注目したい。司法と行政が未分化であるが故、いずれの在京諸司でも杖刑以下の行刑は認められていた。しかし徒刑執行は、京では刑部省のみが持ちうる権限であり、その点で刑部省は他の在京諸司と一線を画す行刑権を持っていると言える。徒刑の初見が天武天皇五年(六七六)であることから、井上光貞氏は律の全面的な施行とともに徒刑は導入されたと指摘している⁽¹¹⁾。囚獄司は、

律令継受を体现する刑罰である徒刑を実際に執行する、まさに律令断罪官司と言

い表すことができるだろう。

また、囚獄司を「比止夜乃官(ひとやのつかさ)」と訓じたことから⁽¹²⁾、囚獄司は罪人を拘禁するための「人屋」、すなわち獄空間を保有していた官司であった。獄の専当官として律令に明記されているのは、この囚獄司のみである。こうした獄空間は、天武朝から「獄⁽¹³⁾」「囚獄⁽¹⁴⁾」といった語が見えることを踏まえると、持統朝に進められた判事任命⁽¹⁵⁾や刑部省への解部配置⁽¹⁶⁾より先んじて、その整備が行われたと考えられる。それはまさに、前掲の【史料五】の詔によって犯罪の糾弾が本格的に進められていく時期と並行している。つまり罪人を捕縛し、獄に拘禁した上で断罪を行う、獄空間を前提とした断罪制度の構築がこの時期に開始されたのである。刑部卿に軍事的素養を持つ者が多く任官されるという前述の特徴も、天武朝以降続けられた獄中心の断罪制度の確立過程に沿うものである。故に、囚獄司の持つ獄は律令断罪制度確立の象徴とも言える。

このような囚獄司と同様に、律令の断罪制度の運用に深く関わるのが贓贖司である。贓贖司は養老職員令31贓贖司条に「掌、簿斂、配没、贓贖、闕遺雜物事」とあるように、官に没収されたものを扱う官司であった。この官司の特徴はこれら納入物の運用にある。基本的に没官したものは、諸司に分配される⁽¹⁷⁾のが原則だが、贓贖は養老獄令55応給衣粮条に「凡獄囚応^レ給衣粮、薦席、医薬、及修^二理獄舍^一之類、皆以^二贓贖等物^一充。無^レ則用^二官物^一」と、獄囚や獄管理の財源として設定されている。唐の贓贖が様々な用途に用いられた⁽¹⁸⁾のに対して、日本の贓贖は獄に深く関わる資源だったのである。また贓は捕亡令によれば、盗賊を捕縛した者に報償として与えられたほか⁽¹⁹⁾、没官された物も犯罪を告言した者に賞与として与えられることがあった⁽²⁰⁾。つまり、贓贖司に納められた物資は、獄運営及び罪人捕縛を徹底する目的で使用されていたのである。武井紀子氏は、贓徴収に関する律の先行利用及び盗罪重視の意識が、贓贖司の成立をもたらしたと指摘している⁽²¹⁾。更には、贓徴収の実施を踏まえた上で、贓贖司は獄維持に関わる官司として、囚獄司とともに刑部省の被官官司の一つに規定されたのではないだろうか。獄令には贓徴が徴収できない場合、代わりに労役を課すという規定があり⁽²²⁾、労役刑を科す囚獄司と贓贖を徴収する贓贖司の連関を意識させる。罪人を裁くための特別な空間である獄を支える専門の官として、囚獄司・

贓贖司の両者は設けられたと考えられるのである。

三 囚獄司・贓贖司の変容

『類聚三代格』卷四加減諸司官員并廢置事大同三年（八〇八）正月二十日詔によれば、この時贓贖司が刑部省へ統合される。ただしこの官司統合は、画工司や漆部司など贓贖司も含めた計十一の官司に対して行われたもので、詔に「思下欲省レ司合吏、少レ牧多レ羊、致レ人務於清閑」、期官僚於簡要」とあるように、その目的は官司整理にあった。大同三年前後は官司整理や官員の増減が度々行われており、贓贖司の変化もその流れの一部に過ぎない。実際、贓贖司の機能はこの時点で消滅したのではなく、以降も刑部省によって贓や贖の徴収が実行されていく。

ところが弘仁年間に入ると、被官司に変化が訪れる。

【史料六】『類聚三代格』卷二十断罪贖銅事弘仁十三年（八二二）二月七日太政官

符

太政官符

応レ定レ罪人配役年限事

右檢非違使解僞、案レ賊盜律云、強盜不レ得レ財徒二年、一尺徒三年、二端加レ一等。十五端及傷レ人者絞。殺レ人者斬。其持レ仗者、雖レ不レ得レ財遠流。十端絞。傷レ人者斬。又条云、窃盜不レ得レ財管五十、一尺杖六十、一端加レ一等、五端徒一年、五端加レ一等、五十端加役流者。然則強窃二盜其罪各別、從レ贓多少、復有レ輕重。而去弘仁九年宣旨僞、犯レ盜之人、不レ論レ輕重、皆配レ役所者。使等偏執レ此旨、未レ定レ年限、罪無レ輕重、命終レ役所。夫絶者難レ更統、死者不レ再生。望請、明定レ節文、依レ限驅使。謹請レ処分者。右大臣宣、奉レ勅、夫配徒之輩、既有レ年限、至於役使、豈期レ終身。靜而レ言レ之事、深刻。但兩京之内犯レ盜者衆。若不レ折衷、何將レ懲肅。自今以後、宜レ犯レ徒一年者加レ半年、犯レ二年者各加レ一年、杖罪以下亦徒一年、若犯レ三流者各役レ六年、其犯レ死罪、別勅免レ死十五年為レ限。若役畢之後、不レ悔、前過レ亦有レ犯レ盜、或為レ人凶惡、為レ衆人所レ明知、或量レ其意況、難レ恤之色上、並是終身配役不レ可レ放免。但女人者減

男之半¹。若犯²杖罪以下、依法決³之。如応⁴官当收贖⁵者、各依⁶本法⁷。自余犯並從⁸常律⁹。其私鑄錢不¹⁰論¹¹首從¹²、令¹³鑄錢使終身役¹⁴之。

弘仁十三年二月七日

この内容によると、弘仁九年（八一八）の段階で、檢非違使が管轄する強窃盜を犯した罪人は全て労役に服することになったという。ただその労役期間が定まっていなかったために、具体的な年限を定めたのが弘仁十三年の太政官符である。また同官符では最後に、私鑄錢を犯した者は鑄錢司で労役に就かせるよう制定している。つまり、弘仁九年以降、檢非違使が管轄する罪人に対して、檢非違使が徒刑を執行するようになる。それは京内で刑部省・囚獄司が独占的に行ってきた徒刑執行及び徒刑囚管理に、新たな担い手が生じたことを意味する。

前田禎彦氏は、この弘仁九年の宣旨に「配¹⁵役所¹⁶」と見えることから、この時期を檢非違使が獄を持つようになった画期として捉えており²³、同様の見解を橋本義則氏も示している²⁴。だがここで注意したいのは、獄は労役先ではなく、あくまで徒刑囚を含めた囚の拘禁施設であるということである。徒刑囚の配所先は律令には明記されておらず²⁵、実際には宮城内の造管や掃除などの雑事に当たった例や²⁶、弘仁十三年の太政官符に見える通り鑄錢司での労働に就くこともあった²⁷。

ただ、徒刑執行を担うようになり、獄空間が必要になった可能性は指摘できる。律令制下では獄を持つ囚獄司が囚を管理しており、徒刑囚の配所先への移動も当司が掌っていた。また、弘仁十三年の太政官符によれば、「或為¹⁷人凶惡、為¹⁸衆人所¹⁹明知²⁰、或量²¹其意況、難²²恤之色」の罪人は獄から放免せず、終身の労役に就かせるとある。そして『延喜式』卷二九刑部省では、「其為²⁸人凶惡、衆庶共²⁹知者、不³⁰須³¹放免³²、禁³³固獄中³⁴」と、特定の罪人が獄で長期拘禁されるようになっていた。これは獄で終身の労役囚を拘禁するようになるのに伴い、次第に獄での長期拘禁そのものが処罰として行われるようになったものと思われる。その点を踏まえると、弘仁十三年の段階で檢非違使が管轄する罪人全てに労役刑が課されるようになったこと、更に労役囚の終身化が進んだことによって、彼らを長期収容するための獄が檢非違使にも設立されたことは十分に考えられる。

刑部省占有の権限であった徒刑執行と獄保有だけでなく、更に贖銅の徴収権にも変化が生じる。

【史料七】『類聚三代格』卷二十断罪贖銅事天長九年（八三二）七月九日太政官符
太政官符

應_レ納_二雜色人贖物_一事

右太政官去弘仁十一年十一月廿五日下午_二刑部省_一符備、大納言正三位兼行左近衛大将陸奥出羽按察使藤原朝臣冬嗣宣、雜色人贖物可_レ令_二檢非違使_一催徵_一之宣旨、下_二彼使_一畢。宜_レ移_レ之者。今得_二使解_一符、使所_レ行之事、非_レ唯巡_二檢京中_一拷_中決犯盜_上、臨_レ時勘_レ事、觸_レ類繁多。又去弘仁十一年十二月十一日宣旨備、檢非違使所_レ掌之事、与_二彈正_一同。臨時宣旨、亦_レ糾_二彈之_一者、加以看督長左右各二人。差科非_レ一。無_レ有_二暫暇_一。今預徵_二贖物_一、誰用濟_二使事_一。謹請_二官裁_一者。大納言正三位兼行左近衛大将民部卿清原真人夏野宣、宜_下停_レ隸_二檢非違使_一、同亦実録申_レ官、隨即下_二知本貫_一令_中徵納_上。

天長九年七月九日

この太政官符は、檢非違使の業務過多を理由に、その緩和を図るために出されたものである。ここで、弘仁十一年（八二〇）十一月二十五日に出された太政官符によつて、檢非違使が雜色人からの贖物の徴収を行つていたことが見える。同日には、贖銅の未納が相次ぐ状況の中、在京官人から贖銅の代わりに位録・季録を徴収することを命じる太政官符も出されている。天長九年の太政官符でも、贖を本貫が徴収するよう命じていることから、贖の徴収を徹底する意図がうかがえる。このように贖銅の未納が問題視される中、その徴収を強化する目的で、檢非違使による徴収が命ぜられたのだろう。その結果、これまで贖銅が刑部省に統合された以降も行われてきた贖銅の徴収にも、弘仁十一年以降は檢非違使が関わるようになっていくのである。

【史料八】『政事要略』卷八二糺雜事天曆四年（九五〇）十月十三日太政官符

太政官符檢非違使

應_レ納_二刑部省徵送贖銅代物_一事

（前略）又貞觀式備、凡贖銅錢者、収_二納獄司_一、省相共出納者。然則省徵司納充_二公用之色_一也。而今囚獄司官舎顛倒、无_レ実年久。此者亦復始_レ自_レ庁、造_二于門屋_一、頻年顛倒、四面露_レ形、殆无_二宿直之居_一。漸為_二狐兔之棲_一。因_レ之年来所_レ徵贖物、計_レ便宿納、數盜失。公用之時、転_二治官人已_一下要劇田直_一、常以補填。如_レ此之漸、俸料虚耗、事之為_レ煩、莫_レ過_二於斯_一。伏檢_二式条_一、

獄囚_レ給衣糧薦席医藥及修_二理獄舎_一之類、用_二贖物_一。又延長四年五月廿七日宣旨備、以_二贖銅代物_一、充_下給_二左右獄囚_一冬時衣服臨時食料并修_二理獄舎_一等粮_上。是罪人被_レ下_二囚獄司_一之時事也。宣旨所_レ称左右獄囚衣服料等、今檢非違使之所_レ職也。今件贖銅料、既无_レ処_二於檢納_一、議_二獄決罪_一、非_二省之職掌_一。商_二量事情_一、專不_二穩便_一。名実相違、不_レ可_レ不_レ申。望_二請官裁_一。贖銅申_二進未_一、依_レ旧省將_二対済_一、納_二物実_一放_二返抄_一、便令_二檢非違使_一行_一者。左大臣宣、依_レ請者。（後略）

この太政官符は、囚獄司官舎の機能停止、刑部省の「議_二獄決罪_一」の機能否定、そして檢非違使による獄管理及び贖銅納入という、獄を中心とした（刑部省―囚獄司・贖銅）体制の瓦解を物語っている。従来の研究では、ここで見える囚獄司の獄の退廃を、律令断罪体制の決定的変質とする見解が多いが、その萌芽は既に弘仁年間における、檢非違使の囚獄司・贖銅司に対する職權拡大過程にあったと言えるだろう。

おわりに

以上の考察により、刑部省長官である刑部卿は単なる高官ではなく、法理及び軍事といった断罪行為に必要な実務能力を備えた、まさに断罪官司の長官たる地位であったことが明らかとなった。そしてその刑部省の下に囚獄司・贖銅司といった、獄の維持及び運用を職務とする被官官司が置かれていた。この獄空間を核として量刑及び行刑を行う、（刑部省―囚獄司・贖銅司）体制の整備・運用こそが、律令断罪制度と評することができるだろう。ところが、盗罪や私鑄銭といった、古くから重罪として扱われてきた犯罪の存在、そして深刻化する贖銅の未納といった現実的な問題が発生するに伴い、弘仁年間にそれに対応する措置として檢非違使の活動が見られるようになる。これにより、獄の独占的な保有によつて支えられた、刑部省を中心とする律令断罪制度は変化を余儀なくされる。すなわち、断罪を象徴する獄空間が、檢非違使という新たな担い手によつて維持されるようになるのである。

〔註〕

- (1) 長谷山彰「奈良・平安時代における刑部省と判事局」(『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年)。奥野彦六「刑部省の成立と解部」(『律令制古代法』酒井書店、一九六六年)。利光三津夫「上代の裁判」(利光三津夫・長谷山彰『新裁判の歴史』成文堂、一九九七年、初出は一九六四年)。告井幸男「解部致一令前官職の「様相」(栄原永遠男・西山良平・吉川真司編『律令国家史論集』塙書房、二〇一〇年)。
- (2) 前註1長谷山氏論文。
- (3) 林陸朗「巡察使の研究」(『上代政治社会の研究』吉川弘文館、一九六九年、初出は一九五七年)、渡部育子「奈良朝における国司監察制度について」(『続日本紀研究』一八八、一九七六年)、笠井純「巡察使に関する一考察(上)」(『続日本紀研究』一九四、一九七七年)。
- (4) 養老獄令3国断条「凡国断罪応申覆者、太政官量差使人。取強明解法律者上、分道巡覆見囚。事尽未断者、催断即覆、々詔録申。(中略)其徒罪、国断得伏弁及贓状露驗者、即役、不須待使。以外待使。其使人仍摠按覆。々詔同国見者、仍附国配役」。
- (5) 天聖倉庫不行唐令12条で「在外凡有倉庫之處、覆囚使及御史出日、即令案行」と見える一方、養老倉庫令復原(9)「在京倉庫巡察条では「在外倉庫、巡察使出日、即令按行」とある。
- (6) 『続日本紀』和銅七年(七一四)二月壬寅条に「遣使于七道諸国、録囚徒焉」とあり、使による諸国の獄囚の監察が行われていたことが分かる。
- (7) 『続日本紀』神護景雲元年(七六七)六月癸未条で、東山道巡察使の淡海三船を処罰する際に、「又比年法吏、但守文句、不顧義理、任意決断」と他の巡察使の問題点を指摘している。
- (8) 前註1長谷山氏論文。
- (9) 井上薫「造官省と造京司」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、一九六一年、初出は一九五六年)。
- (10) 拙稿「獄令」編纂と断罪制度」(古瀬奈津子編『律令国家の理想と現実』竹林舎二〇一八年)。
- (11) 井上光貞「隋書倭国伝と古代刑罰」(『日本古代思想史の研究』井上光貞著作集 第二巻)岩波書店、一九八六年、初出は一九七六年)。
- (12) 元和本『倭名類聚抄』巻五。
- (13) 『日本書紀』天武天皇十三年(六八四)閏四月乙巳条。
- (14) 『日本書紀』朱鳥元年(六八六)五月条。
- (15) 『日本書紀』持統天皇三年(六八九)二月己酉条。
- (16) 『日本書紀』持統天皇四年(六九〇)正月丁酉条。
- (17) 養老職員令31贖贖司条の「配没」について、義解が「分三配於諸司」。仮令、兵器者配兵庫、文書者配図書、財物者配大藏、逆人父子者配官奴司之類也」と説明している。
- (18) 牛来穎(江川式部記)「唐宋の贖贖錢物と国家地方財政」(『天聖令』を中心に)、『東方学』二二五、二〇一三年)。
- (19) 養老捕亡令5礼提盜賊条に「凡礼提盜賊者、所徴倍贓、皆貴礼提之人」とある。
- (20) 『続日本紀』和銅六年(七一三)三月壬午条の「又詔、(中略)売買田、以錢為備。若以他物為備、田并其物、共為没官。或有礼告者、則給告人」などの事例が確認できる。
- (21) 武井紀子「古代日本における贖贖物の特徴」(『東方学』二二五、二〇一三年)。
- (22) 養老獄令52贖死刑条に「若欠負官物、徴正贓及贖物、無財以備者、官役折庸」とある。
- (23) 前田禎彦「撰関裁判制度の形成過程」刑部省・検非違使・法家」(『日本史研究』三三九、一九九〇年)。
- (24) 橋本義則「日本古代官都の獄—左右獄制の成立と古代官都の構造」(『日本古代官都史の研究』青史出版、二〇一八年、初出は二〇一四年)。
- (25) 養老獄令18犯徒配居役者条には「凡犯徒配居役者、畿内送京師、在外供当処官役」と、徒刑の具体的な労役内容や配所先は規定されていない。
- (26) 養老職員令32囚獄司条集解に「伴云、(中略)刑部省例、依慶雲元年十二月廿六日太政官判、役徒人者、囚獄司率令作路橋及役中雜事。囚獄司例、依神龜元年六月四日太政官判、每雨落日引将囚人等、使掃除宮闕辺穢陋并東西厠等」とある。
- (27) 『続日本紀』天平十七年(七四五)四月甲寅条に「私鑄錢及從者、着鈇、長役鑄錢司」とあるほか、同様の事例を六国史上で確認できる。

The structure of the trial system in ancient Japan

Gyobu-Kyo, Shugoku-shi, Zoshoku-shi

NAGAI Mizue

Abstract

In this article, I studied the trial system provided by Ritsuryo that was national law in ancient Japan. In Ritsuryo codes, there is Gyobu-sho of government office for the trial.

First, I analyzed Gyobu-Kyo who was the minister of Gyobu-sho. When I looked his career, I can see that he was appointed Gyobu-Kyo because of his executive ability. For example, some people knew much about law, others were connected with military experience. Gyobu-kyo was the officer who had ability to convict or arrest criminals.

Second, I considered Shugoku-shi and Zoshoku-shi which were lower organization of Gyobu-syo. Shugoku-shi was the only organization for management of prison and prisoners in the capital. In other words, the prison managed by Shugoku-shi was the symbol of a trial system in Ritsuryo. Zoshoku-shi held resource for maintaining the prison. That is to say, Zoshoku-shi was financial office to manage the prison.

However Kebiishi became to assist and take the place of these offices in Konin period. As a result of formed Kebiishi, the system of Gyobu-sho which controlled a prison mainly should be changed.

Key words : Ritsuryo, prison, Gyobu-Kyo, Shugoku-shi, Zoshoku-shi